**秘密保持契約書（片務型NDA）**

本秘密保持契約（以下「本契約」という。）は、以下の当事者間において締結される。

甲：＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社  
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿  
代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿

乙：＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社  
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿  
代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿

**第1条（目的）**

甲は、自社の事業活動に関連して必要となる情報を乙に開示するにあたり、当該情報の秘密保持に関する条件を定めることを目的とする。

**第2条（定義）**

1. 「秘密情報」とは、甲が乙に対して開示する一切の情報をいう。ただし、次の各号に該当するものは除外する。  
   (1) 開示時に既に公知であった情報  
   (2) 開示後、乙の責めによらず公知となった情報  
   (3) 乙が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わずに取得した情報  
   (4) 乙が甲から開示を受ける前に自ら保有していた情報  
   (5) 乙が甲の秘密情報によらず独自に開発・取得した情報
2. 「開示者」とは、秘密情報を開示する甲をいう。
3. 「受領者」とは、秘密情報を受領する乙をいう。

**第3条（秘密保持義務）**

1. 乙は、秘密情報を本契約の目的達成のためにのみ使用し、甲の事前の書面承諾なく第三者に開示または漏えいしてはならない。
2. 乙は、役員・従業員のうち秘密情報を知る必要のある者に限り開示できるものとし、その者に対して本契約と同等の守秘義務を課す。
3. 乙が本契約に違反した場合、甲に生じた損害（弁護士費用を含む）を賠償しなければならない。

**第4条（利用制限）**

乙は、秘密情報を本契約に定める目的以外に使用してはならない。

**第5条（第三者提供の制限）**

1. 乙は、甲の事前の書面承諾を得ない限り、秘密情報を第三者に提供してはならない。
2. 前項に基づき開示を行う場合、乙は当該第三者に対して本契約と同等の守秘義務を負わせ、その行為について責任を負う。

**第6条（秘密情報の管理）**

乙は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理し、不正利用や漏えいを防止するための合理的措置を講じなければならない。

**第7条（返還・廃棄）**

1. 本契約終了後または甲の要請があった場合、乙は速やかに秘密情報及びその複製物を返還または廃棄しなければならない。
2. 返還・廃棄を行った場合、乙はその旨を甲に書面で証明するものとする。

**第8条（知的財産権）**

秘密情報に関する一切の権利は甲に帰属し、乙は秘密情報に基づいて得られた成果物や知的財産権について、別途合意がない限り権利を主張してはならない。

**第9条（確認事項）**

1. 甲は秘密情報の正確性・完全性・有用性について保証しない。
2. 本契約は、秘密情報の開示義務や取引契約の成立を約するものではない。

**第10条（損害賠償）**

乙が本契約に違反した場合、甲は乙に対して損害賠償を請求できる。

**第11条（差止め）**

甲は、乙が本契約に違反し、または違反するおそれがある場合、裁判所に差止めその他必要な救済を求めることができる。

**第12条（有効期間・存続）**

1. 本契約は、締結日から○年間有効とする。
2. 本契約終了後も、第3条（秘密保持義務）、第7条（返還・廃棄）、第8条（知的財産権）、第9条（確認事項）、第10条（損害賠償）、第11条（差止め）、本条は存続する。

**第13条（準拠法・管轄）**

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する一切の紛争は、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

○年○月○日

甲：＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社  
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿  
代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿

乙：＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社  
住所：＿＿＿＿＿＿＿＿  
代表者：＿＿＿＿＿＿＿＿